

山崎 それでは、第1部、「過去から現在へ：法と人間科学の歴史からの展望」を開始いたします。第1部では、西洋における法心理学の勃興と衰退、それらが日本に及ぼした影響について、サトウタツヤ先生、石塚伸一先生にお話しいただきます。サトウ先生のご専門は、心理学史、応用社会心理学でいらっしゃいます。サトウ先生には、近代心理学成立後に、どのように心理学が法実務と切り結ぼうとしたのか。また、それが成功・失敗した要因について、お話しいただきます。サトウ先生よろしくお願いたします。

サトウ 立命館大学のサトウです。法心理学を始めてから早いもので20年ほどが過ぎようとしています。私たちが関与している科研費は「法と人間科学」というタイトルになってますが、その中心である法心理学にまつわるお話をしていきたいと思っています。蛇足ながら、現在、立命館大学に法心理・司法臨床センターを設立したいと思っています。

複数の学問の協働のあり方を考える

まず最初に科学社会的な観点から、学問の協働のあり方を定義してみたいと思います。学問と学問の関係を語るときには、よく、学際という語が用いられますが、私はこのほかに、「学粋」という言葉と「学融」という言葉を提唱して、学問と学問の協働のあり方を考えたいと思っています。

まず、学粋というのは *intra disciplinary* の訳です。個別の学範(ディシプリン)だけで問題を解決しようとする姿勢です。立命館大学の嘉門優先生が、この頃の刑法における立法は、狭い問題解決志向であるということを述べています。個別の問題を個別の法律によって抑えにかかる、というような風潮を批判しているのです。もちろん、心理学にも同じようなことは起きています。不登校の問題を全て「心の弱さ」で説明する人がもしいるなら、それは社会問題をダシにして心理学による説明をしているだけです。心理学化した社会をつくることになるし、学粋主義ということになるのです。自分の学範至上主義という態度をとるのが学粋主義です。

次に、良く言われている学際です。これは、inter disciplinary の訳です。法学と心理学を例にとれば、両者に何らかの関係が生じるのが学際関係です。しかし、モード論という立場からすると、学際というのは問題の共有でしかなく、解の共有まで行かないという問題点が指摘されています(サトウ、2012 参照)。また、学際の「際(さい)」は際物の「際(きわ)」であることにも注意が必要です。学際をやってる人は際物と見られているかもしれないのです。また、法学者も心理学者もホームタウンがあるので、そこからは離れられない、あるいは、2つの学範(ディシプリン)に対立が起きた時に自分の領域を守ってしまうというような問題があります。

それに対して私は、「学融」というあり方、志向性を提案するわけです。学融は trans disciplinary の訳です。社会との関係を重視し、問題の共有だけではなく、解決の共有も目指す志向です。ここで社会というのは、心理学にとって法学、法学にとって心理学、という相手の学問のことも含みます。たとえば家族のことを対象に、家族法と家族心理学があったとしても、これらは学際的な関係でしかない。そうではなく、家族が抱えている問題を法学者も心理学者も一緒に解決を目指すのが学融という立場です。

ちなみに、「トランスする」のトランスは「trance」でして、単語が違います。酩酊とは違いますので、トランス・ディシプリナリとは、酔っ払って学問しろ！という意味ではないので、ご注意ください。

人間概念の多様性：「ヒト」「人」「ひと」

さて、私どもの新学術領域の名称は「法と人間科学」とタイトルです。そして、人間科学という言葉もすごく曖昧です。なぜなら、人間というのはいろんな側面があるからです。生物としての人間、社会を作る存在としての人間。さらに、内省する人間というか、内省して物語る人間という側面もあります。「人間科学」と言っても、どの側面に焦点を当てるかによって内容が変わってくる可能性があります。ただし本日は、人間科学概念の曖昧さについての議論には踏み入らずに、社会を作る「人」は、生物的な基盤がある「ヒト」であることもあるし、自分を物語ることで「ひと」になるのだ、という文学的表現を行っておきます。人間科学こそ、様々な側面をもっていなければならないというこ

とが良くわかると思います。

そのうえで、法と人間科学について考えれば、知覚や感覚など種としての「ヒト」に関わる部分、カルト集団の組織化など社会的存在としての「人」にかかわる部分、加害や被害の後に自分を再構築するという物語る自己としての「ひと」にかかわる部分など、様々なことがあるように思います。

また、こうした「ヒト」「人」「ひと」の円環を考えると面白い話題として記憶があります。記憶の話は後でもふれますが、記憶って、生物学的基盤があるのか、社会的基盤があるのか、自己物語の基盤があるのか、ということを考えてみる必要がある、ということです。

記憶は目撃証言にせよ自白供述にせよ、法と人間科学とは切っても切り離せない存在です。かつては、記憶は写真のようなものだという理解がありました。覚えていることは覚えている、ということです。見たことは覚えている、とはいっても、そこには「ヒト」としての能力の限界が存在します。仮に覚えていたとしても、それをどのような社会状況で思い出すのか、ということによっても、言うことは違って来るかもしれません。これは「人」の側面です。最後に、記憶の内容によっては、思い出さないことによって自分を守る、ということがあります。辛い記憶をあえて押し込めておく(専門用語では抑圧)ということがあるなら、それは「ひと」の領域にかかわることなのかもしれません。記憶とは、法と人間科学が留意すべきテーマであり、多くのことが記憶を巡って行われてきたのは当然のことなのかもしれません。

法と人間科学の歴史を考える

以下では、法と人間科学について、その歴史を考えていきたいと思います。E.H. カーという有名な歴史家が「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話である」と述べていますが、歴史は単なる過去の出来事なのではなく、現在と過去との不断の対話なのだということです。

今回は、法と人間科学の歴史の中でも、時間の都合もあり、刑事法と心理学にかなり限定されることをご了承ください。ただ、単に時間の都合というだけでなく、刑事法と心理学という領域こそが最初に盛んになったテーマだった

ことはおさえておいてほしいと思います。

さて、心理学史から見ていきましょう。心理学の「業界」には心理学成立の通説というのがあります。19世紀末ごろに、生理学的手法を用いて感覚・知覚を分析する学問として成立した、つまり自然科学的手法を用いることで哲学から心理学が独立した、という独立神話のようなものです。これはいわば学理的な心理学のあり方です。それとは別にもう一つ、狂った人をどうするのか―狂ったという言い方が妥当かどうかはおいておくとして―、つまり、いわゆる精神病の人をどうするのかについて考える必要があるという問題系があります。ご承知のとおり西洋には魔女狩りの風習があり、魔女=人ではない、ということで大きな迫害を受けてきた人たちの中には精神病患者がいたことは、今日では常識的な理解になっています。魔女扱いされてきた人たちを、人として理解して人として支援していこうというのが精神病理学の1つのあり方なのですが、それも19世紀に起こりましたので、これもまた心理学が1つの学範(ディシプリン)として成立するのに影響したといわれています。学理的な心理学と精神病に関する心理学、その接点にたとえば知能検査とか性格検査のような、人間理解の新しいかたちが芽生え、それが心理学を創っていったのです。19世紀の出来事です。なお、私は知能検査のようなあり方を新しいから良いというつもりはありません(このことについては、サトウ、2006参照)。

ところが―近ごろ私が気になっていることなのですが―先ほど心理学の始まりが19世紀と言いましたけれども―、ものごとには何事にも前史があるわけで、心理学が成立する前のことも考えていく必要がでてくるのです。もちろん心理学には近代という時代の影響があると考えられます。近代が何であるかを説明するのは私には重荷ですが、近代がどういう時代かといえば、宗教と法や道徳が分離していく、そして神と人間が分離していく時点ではないかと思えます。近代以前の時代の約1000年間を「暗黒時代」と一言でくくったりしますが、近代以前の時代はまさに宗教と国家、宗教と道徳、宗教と人間が一体だった時期であり、それが中世なんだと思います。つまり、暗黒時代とさえ言われた中世から新しい時代が芽生えたのが、17世紀であり、それが近代ということになるのだと思います。

デカルトの近代的自我とは何でしょうか。「疑えることを全部疑ってみたけ

ども、疑っている私が存在することは疑い得ない」っていうようなことだと思います。そこから近代が成立するわけです。実は、心理学という語の語源であるプシュコロギアみたいな言葉も、言葉自体は16世紀ぐらいからできているということがあります。具体的には、16世紀の人文主義者マルリッチ(Marulic)の著作の題名である"Psichiologia(1520年頃)"が最も古い用例だとされています。この語は最初は心霊学のような意味だったのですが、徐々にその内包する意味を変え、今日に至ります。

さて、近代化の最も大きな部分を担ったのが自然科学でした。そして、近代自然科学の精神は実験にありました。実験による知識生産を重視した初期の人に、フランシス・ベーコンがいます。彼は、現象の説明を行うときに、目的による説明ではなく、経験による説明体系(帰納法)を重視し、整備しました。

16世紀から17世紀にかけて、重要な発見・発明が相次ぎました(表1)。科学史ではこの時期のことを科学革命の時代と呼ぶことさえあります。

表1 16世紀後半以降の主な科学的発明・発見

年	科学的発明・発見
1543	コペルニクスが地動説を提唱
1583	ガリレオが振り子の等時性を発見
1590	顕微鏡の発明
1604	ガリレオが落体の法則を提唱
1608	望遠鏡の発明

ガリレオ・ガリレイ、ニコラウス・コペルニクス、ヨハネス・ケプラー、アイザック・ニュートンらが精力的に活動を行い、天動説から地動説への変換をはかるなど、宗教と科学を分離する努力を行っていた時期だということがよくわかると思います。

先ほど、目的による説明から経験による説明への変換ということ述べましたが、その重要な領域に、星の運行の問題がありました。

自然科学が成立すると、星の運行が神の意思によるものでもないし、星が目

的をもって動いているわけではないということが理解されるようになりました。たとえば「惑星」っていう言葉がありますが、あれはなぜ惑星かというと、地球を中心に考えたとき(天動説の立場)に、星の運行がジグザグしてあたかも惑ってるように見える。あるいは人を惑わせるように見えるという意味で惑星という名前がついていたのです。それが太陽を中心に置いてみると(地動説の立場)、法則性が見いだせるではないか、という形に変わっていったのです。近代とは、そういう時代でした。

この時代、自然科学の変貌だけが取りざたされがちですが、実は、社会と人間の関係も大きく変わりました。その結果、今でいうところの社会科学も大きな変貌をとげているのです。

たとえば、社会契約説という学説の登場がそれにあたります。ロック、ホブス、ルソーという人々が、それぞれ違う形の社会契約説を唱え始めました。ここで興味深いのは、この人たちが、人間論—もっと言えば、心理学的な考えを含む人間論—についても、それぞれ学説を唱えているという事実があります。ロックは『人間知性論』、ホブスは『人間論』。ホブスは生誕400年ということで近年また見直されて、『人間論』も新しく翻訳されました。さらにルソーには『エミール』という著作があります。「自然に還れ」であるとか、子どもは小さな大人ではない、ということが主張されています。

私が問いたいのはこういうことです。「社会契約説を唱える人たちが、人間の心理的性質についても考えざるを得なかったのはなぜか」。一方で私たちは、ロックならロックの業績を総体的に捉えることができているのだろうか?という問いもあります。政治経済の入試問題では「ロックといえば統治二論」、大学に入って心理学を勉強したら「ロックは経験主義の祖」。ロックに限らずですが、この人たちが、どういう時代的背景のもとで思考を紡いだのか、こうしたことを考えてもいいのではないのでしょうか。

私などがこうしたことを考えたいと思ったところで、なかなか考察が進まない。進まないのですけれども、たとえば、近代の成り立ちにおいて、国家と人間の新しい関係を考えるときに、人間の性質っていうのを考えなければ成り立たなかったんじゃないか、と仮説をたててみるのも良いと思います。だからこそ、原初的な意味での人間学というものが、ロック、ホブス、ルソーにはそれぞれ

れの形で必要だったのではないだろうか、ということです。つまり、近代以前は「神の意思で国家を運営していきますよ」という宣言で済んでいたことが、国家は人間の契約による、という形で変更されると、そこでは必ず人間って何なんだろうかということを考えていく必要があったのではないかと思えるのです。ある意味での社会哲学的な要請が、人間を考える契機を与え、それが徐々に心理学の成立にも影響したと考えるべきではないのだろうか、と思っているところです。そのように考えれば、法と人間科学の歴史は、これまでとは別の形で問い直されるのではないかな、と思います。

たとえばホッブスなどは、近代的な政治思想をはじめて体系的に展開した人物と言われることもあります。その彼は『リヴァイアサン』で著名であり「万人の万人に対する闘争」状態を避けるために契約が必要だとするわけです。つまり、彼の政治体制のありかたの提案は、彼の人間の本性の考え方と密接に結びついているのです。なお、この点について書誌学的な検討が行われていますので、それを紹介すると以下のような事情だそうです(篠原、2009)。

すなわち、ホッブスは『法学要綱』を出版するつもりでしたが、これは1650年に『人間の本性』と『政治体について』の2部に分けて出版されました。こうした「人間論」と「政治論」とを含む『法学要綱』を敷衍(ふえん)したものが『リヴァイアサン』であり、この本は1651年に出版されました。ホッブスにおいて、法学、人間論、政治論が同時に論じられていたことがわかります。そのあり方を検討することが、今日の法と人間科学を考えるヒントになるように思えてなりません。

表2 関連人物生没年(生年順)

人物名(国籍)	生年 - 没年
ホッブス(イギリス)	1588 - 1679
デカルト(フランス)	1596 - 1650
ロック(イギリス)	1632 - 1704
モンテスキュー(フランス)	1689 - 1755
ヒューム(イギリス)	1711 - 1776
ルソー(フランス)	1712 - 1778
スミス(イギリス)	1723 - 1790

表3 人間性・人間論に関する関連著作年表

著者	著作	発表年
ルネ・デカルト	『方法序説』	1637
トマス・ホッブス	『人間論』	1658
ジョン・ロック	『人間知性論』	1689
デビッド・ヒューム	『人性論』	1739
アダム・スミス	『道徳感情論』	1759
ジャン＝ジャック・ルソー	『エミール』	1762

歴史は現在や未来のためにあるのだし、遡った過去の分だけ未来を展望できると私は思っています。17世紀について研究することで、法と人間科学に関する新しい知見も集積され、未来についても長く見通せるんじゃないかと、私は思っています。

今後のこともあるので、関連の年表を2つほどつけておきましょう(表2,3)。

法心理学の活性期・黄金期としての1910年代

さて、以下では、既に述べたような野心的なプログラムとは離れて、現時点までに分かっている歴史について話をすることで、法と人間科学のあり方を考えていきたいと思います。ただし、法と人間科学の中でも、比較的歴史がある法と心理学が中心になっていきます。要するに、今、私が「法と心理学」と言っているのは、法と人間科学の原初的な活動としての法心理学という意味なのですが、それは、1910年代に極めて活発な時期があったことが知られています。その準備期間として18世紀の中頃から、法学も心理学も大きな変化が起こりつつありました。前述のように心理学は18世紀の半ば以降、1つの学範(ディシプリン)として成立したものです。法学では、刑法学が新しい潮流を生みつつありました。

ドイツでは、新派刑法学という流れが現れてきました。その中心人物の1人がリストという人です。彼は1883年にマールブルク大学の教授に就任するのですが、その時に「刑法における目的思想」という講演を行ったのです。これは後にマールブルク綱領と呼ばれるもので特別予防の立場からの刑罰論でした。彼の理論の中核にあるのは刑罰の教育的有効性で、これこそが、近代刑法

学派の始まりを告げるものでした。つまり新派刑法学の始まりだったのです。この新派刑法学がそれまでの刑法学とどう違うのか、ということの説明するのは私の手に余りますので、明治～昭和にかけての刑法学の巨人、牧野英一の説明を借りることにします(表4)。

表4 新旧刑法学の特徴(牧野、1919)

	旧派刑法学	新派刑法学
刑罰の目的	応報刑論	目的刑論
実際上の適用	客観主義(犯罪主義)	主観主義(犯人主義)
予防についての考え方	一般予防主義	特別予防主義
主唱者	ビルクマイヤー 大場茂馬	リスト 牧野英一

牧野(1919; p83)によれば、旧派理論と新派理論の争いは、一般に応報刑論と目的刑論の争いになります。そして、その実際上の適用が客観主義(犯罪主義)と主観主義(犯人主義)との争いとなり、更に一転して刑罰の一般予防主義と特別予防主義の争いとなって現れる、ということです。乱暴にまとめてしまえば、犯罪行為(とその結果)を刑罰の対象にしていたのが旧派刑法学であったのに対して、犯罪者のあり方・性質に応じた刑罰を与えるべきだというのがリスト及び新派(主観主義)刑法学の主張だったと言えるでしょう。そして、新派刑法学の立場にたつならば、人間としての犯罪者に注目する必要がある、それを心理学(者)が担うことになっていくのでした。その意味で、心理学は刑法の補助科学として期待されていたと言えるでしょう。

このリストという教授は、心理学とのコラボレーションを積極的に進めたという意味で希有な人物でした。彼がコラボレーションした心理学者はシュテルンです。彼は記憶心理学で著名なエビングハウスの薫陶を受けました。彼は人格心理学者として著名ですし、知能指数という概念を提唱した人としても知られています。また、フロイドが始めてアメリカで講演した、1909年のクラーク大学講演会において、法と心理学に関する講演を行い、アメリカに法と心理学を紹介するのに与(あずか)った人物です。

そのシュテルンは、リストのゼミ生を相手に、こういう実験を行いました。

いきなり人が入ってきて、何か出来事を起こしていき、学生たちに「さっき入ってきた人は誰か？」を問う実演実験を行ったのです。つまり、目撃証言の曖昧さを 1901 年に実験したのです。

この実験はシュテルンの法学演習を舞台にして行われました。まず授業中に、見知らぬ男(T)が入ってきて教員(シュテルン)に封筒を渡し、5分ほど書架で調べ物をして出て行くという小さな出来事を仕組みました(図 2-1 参照)。そして、出席していた学生に対して 8 日後の授業において、この出来事の報告をするように求めたのです。さらに実験者による尋問も行いました。その結果、報告の 1 / 4，尋問への回答の約半数が誤答であるとされました。シュテルンは特に人物描写については、その人物について注意をむけて観察したのであれば、ほとんど信用してはいけなと結論していました。

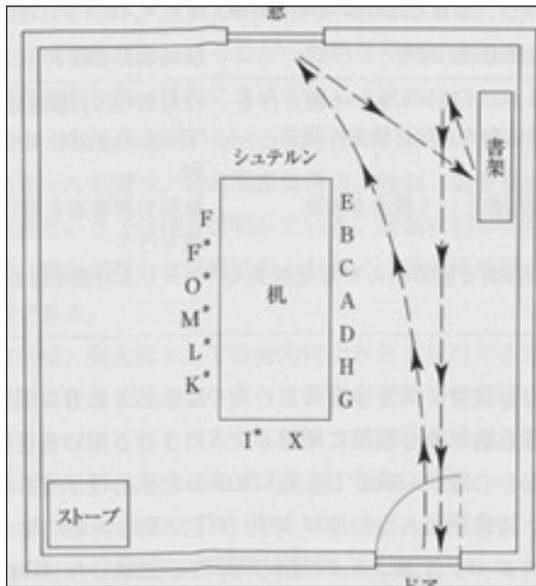


図 2-1 シュテルンの実験状況の略図

なお、このシュテルンという人は、1903年以降、法廷において心理学の専門家証人を務めていました。さらに、彼は『Beiträge zur Psychologie der Aussage (証言心理学への貢献)』という雑誌を創刊しています(1903)。後にこの雑誌は『応用心理学雑誌』と名前を変えることとなります。つまり、法心理学は最も古い応用心理学だと言えるのかもしれない。

ドイツの法廷の民事裁判で心理学の専門家証人として証言したのはマルベという人です。彼は1911年以来、性犯罪の被害者の証言が曖昧だったというものであるとか、鉄道事故が起きたときに誰が責任を持っているのかという証言を行いました。

20世紀における法と心理学の協働は、記憶が曖昧だということを中心に回っていました。フランスにおいて研究していたのはビネです。彼は、知能検査を開発した人として極めて著名な心理学者です。彼は1900年、知能検査を発表する5年前に、暗示の研究をしています

まず、子どもたちに、コインを見せます。そこに穴はあいていません。しかし、質問の仕方を変えてみると、その答えは様々であることが分かりました。「穴がありましたか、ありませんか」という質問、「穴があったとしたら、どこにありましたか」という質問、「穴はどこに開いてましたか」という質問を試してみたところ、子どもたちの回答は異なっていたのです。最後の質問「穴はどこに開いていましたか」は暗示性の高い質問です。つまり、穴はどこですか？と尋ねることは、穴があいていることが前提になっているのです。こうした質問をすると、コインを思い出して描く時に、多くの子どもたちが穴を描いてしまうようなことがありました(図2-2)。つまり、聞き手の質問によって、引き出せる記憶の質が異なる、ということを経験は分かっていたのだと思います。そして、高暗示性質問に対する警告を発していたのです。

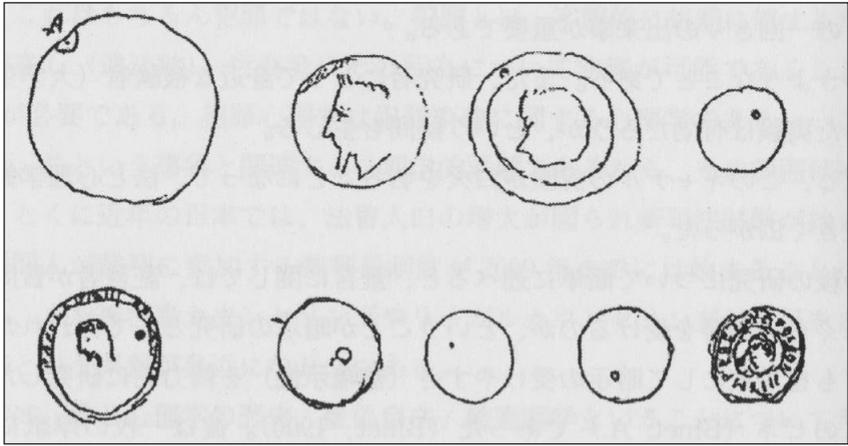


図 2-2 高い暗示性のある質問を受けた子どもたちが描いた穴

そもそも、心理学において、記憶の曖昧さに着目したのはキャッテルという心理学者でした。これは、今からみれば本当にシンプルな実験です。今、ここにいる皆さんにもできるんですけども、先週の土曜日の午後1時、何をしましたか？その日は晴れてましたか？ご飯をどういふふうにご飯を食べましたか？などを尋ねたのです。しかも、自分の身内以外の人で、証言する人はいますか？（つまり、証明してくれる第三者はいますか？ということ）。こうした実験をおこなってみると、人間の記憶は思いのほか曖昧だということを実証することができたのです。キャッテルの実験は1893年に行われたのですが、それ以前には実証することはできなかったんです。その意味で、心理学の成立というのは法心理学にとっても大きな出来事だったと言えるでしょう。

さて、アメリカでは1906年に、シカゴで若い主婦が殺害された事件において、知的障害をもつ容疑者の自白の信憑性が問題になりました。地元の心理学者はこの自白が催眠暗示によるものだと疑い、マサチューセッツ州のハーバード大学の心理学教授であるジェームズとミュンスターバーグに意見を求めました。ミュンスターバーグは自白が誘導または強制された疑いが濃いとしましたが、彼は検察から嘲笑されることになり、地元新聞からは司法への無責任な介入だとして非難されることになり、被疑者は求刑通り死刑となったのです。

この事件後、ミュンスターバーグは相次いで論考を発表し、1908年にはそれらをまとめる形で『証言台にて』を出版しました。この『証言台にて』は、「序章」「錯覚」「証人の記憶」「犯罪発見」「感情の痕跡」「不正確な自白」「法廷における暗示」「催眠と犯罪」「犯罪の予防」の九章からなっています。その内容は心理学の知見が裁判に有用であるという主張によって貫かれていました。また、法の関係者は、心理学の最新の知見を知らないか、知っていても法曹たる自分たちの知識だけで十分だと考えており、そうした姿勢は問題だ、という指摘もありました。

以上、まとめれば、1910年代までの心理学においては、法に関する様々な実践や研究が行われていました。まさに法心理学の黄金期と言っても過言ではないような状況でした。

ところが、好事魔多しと言うべきか、この後、法心理学は衰退してしまいます。ウィグモアという、法学における有名教授がいます。この人は慶應の法学部でも教鞭をとった人ですけれども、ミュンスターバーグは名誉棄損だと論じたのです。なぜかというと、ミュンスターバーグは著書の中で、法学者はもっと心理学のことを知らなきゃだめだっという主張をしたのですけれども、それに対してその条件は整っていなかったに等しいといってウィグモアは反論したわけです。偏執狂的論文と言ったら怒られますけれども、心理学の論文をパーッと並べて、この時点で、つまり1905年ぐらいの時点でアメリカの法学者が心理学を知らなかったからといって、それは罪であるとは言えないというような論証をしたわけです。有罪判決も書いています。要するに、「良質な英語の論文はなかったじゃないか、法学者を非難したのは名誉棄損だ」みたいな、そういうパロディーのような論文を書いたんですね。

ウィグモアは、証言に関する実験心理学を扱っている27もの包括的な学会誌(機関誌)や書籍を提示しました。それらはアメリカ、イギリス、イタリア、オーストリア、スイス、ドイツ、フランスの7か国で出版されているものでした。そして、イギリス、アメリカ、などの論文が少ないことを「論証」したと称したのです(中田・サトウ、2013)。

これは、一種の縄張り意識の表れだというふうに言えますが、このような論文を書かれてしまえば、法と心理学などはうまく行くわけはありません。もち

ろん、最初のキッカケはミュンスターバーグという心理学者の側にもあるでしょう。心理学者って無邪気なんですね、良くも悪くも。ズカズカと人のところに入って行って、「おまえら、これ知らないだろう」みたいなことを言うてしまうのです。ただし、心理学者がなぜこういうことをしなければいけなかったかという、それにも背景がありました。新しい学問としての心理学は、その有用性を世間に訴えなければいけなかったのです。そうでなければ新しい学問がうまく回っていかないという危機感があったのです。決して法の世界にだけ踏み込んだのではなく、教育の世界にもズカズカと入って行って、「もっとやんなきゃだめだ」と言っていたわけです。先ほど言及したシュテルンやビネが、知能検査という問題と証言の問題を扱っていた(サトウ・高砂、2003 参照)のには、そうした背景があったのだと思われます。そういう意味で心理学者の態度は、悪くいえば、法学を道具的に利用しているところがあったわけです。ですから、ウィグモアが、過剰防衛的にならざるを得なかったというのも無理がないかもしれません。

こうしたイザコザは、科学社会的には境界設定問題と捉えることが可能です。どこまでが心理学なのか、どこまでが法学なのかという線引き問題っていうことを大のオトナである学者たちがやっていたというわけです。こうしたやり方が二つの学問の融合へと向かうようなやり方でないのは明らかです。学際的なやり方の問題点だろうと思います。そして、このことがあってから、法学と心理学の関係は少なくとも表面的には、廃れていった感じがあります(サトウ、2013)。

こうして廃れていった法学と心理学の関係ですが、アメリカでは1970年代以降、認知心理学の台頭と共に新しい形での展開が生まれました。その中心人物はロフトス(Loftus, E.)でした。彼女は目撃証言(の歪み)研究に着手し、また実際の法廷に専門家証人として立ち、司法からの心理学のニーズを再び開拓したのです。なお、法と心理学は1910年代にピークを迎え、その後に衰退したという見方は、通説にまで高まるかどうかは疑問の余地があります。法学者・ウィグモアが全てぶちこわした、というようなことはおそらく無かったのだろうと思います。実際、私たちの研究室の大学院生がNorthwestern大学のアーカイブ調査を行っているのですが、それによれば、ウィグモアはミュンスター

バークに対しては確かに辛辣だったけれども、他の心理学者に対して決して敵対的ではなかった、むしろ心理学を取り入れようと積極的だったということも分かってきているのです(この点についてはこれ以上は触れません、次の報告にご期待ください)。

歴史を未来へ

ここで結語めいたことに移ります。ブローデルという歴史家があります。アナール学派といわれるフランスの歴史学者で、『地中海』という本を書いた人です。地中海の歴史を考えるとときに、歴史を3層ぐらいで見ましょと提案しました(図2-3)。最深層の「動かないも同然の歴史」は「長期持続」と呼ばれます。その上に「緩慢なリズムを持つ歴史」が想定され、「変動局面」と呼ばれます。最深層と表層の間という意味では中間層です。そして、最上層が「表層の歴史」です。私たちに馴染みのある、**国が滅んだ、とか**がノーベル賞をとった、などの個人史や事件史の層は、この最上層にあたります。そして、従来の歴史学は表層のみを対象にしていた、というのが、ブローデルの主張なのです。つまり、私たちが歴史として習うのは、この表層レベルだということです。

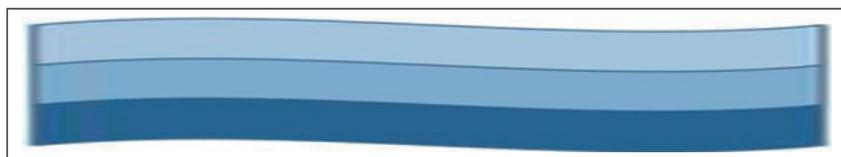


図 2-3 歴史の三層についての模式図

この歴史の三層モデルっていうものを援用して考えるなら、学粹、つまり個別学範による個別の問題解決志向というのは、海で言えば表面の波にすぎないのではないかというように思います。例えば、目撃証言が正確かどうかという問題意識を、心理学者のみが実験で確かめるといのは、本当に表面の波のようなものでしかなくて、その時々でブームがあったりなんかする。寄せては返す波のようなものなのかもしれません。もう少し深くもぐって中層まで降りていくとどうなるでしょうか。ここではおそらく、心理学を含む人間科学と法学

とが何らかのつながりをもとうとしているのだと思います。学際層です。しかし、ややもすると法学と人間科学が、お互いを道具的に使ってしまうということがあるかもしれません。そうなるともっと深い部分に降りていって、表面からみれば何をやっているのか分からないかもしれないけれど、深層の部分で考えていかなければならないのではないかということが言えるのかもしれません。たとえば法哲学の本なんかを読んでいると、法哲学にも様々な主義があることが分かります。そうした深い部分の協働を探って行って、その結果として表層の部分で個々の事件における学融関係ができていくというのが理想なのではないかと思います。

心理学では、この深層の部分に対応することが難しいのが現状ではないかと思います。問題を表面的に捉えて個別の論文を書いていくことはできても、それは一時のブームにしかすぎず、ブームがさったら「やってるとカッコ悪い」みたいなことになるかもしれません。そういうことではダメであり、法と心理学についての骨太のテキストを作り、そこでは法をめぐる現象を縦横無尽に語り尽くすようなことが必要なのだと思います。今日の私の話の中では出てきませんでしたが、例えば道徳であるとか、ルールみたいなものもそうなのですが、そういうことも含めて、社会の在り方を見つめ直していくべきではないかなと思います。

そして、もう少し、法学も人間科学も自らを変容させていかねばならないと思います。

人間科学の理論も変わるべきだというのは、これは私の主張ですが、心理学は狭い意味での自然科学を中心に今までやってきたので、狭い因果関係に捉われるところがあります。時間経過の問題をあまり考えないので、因果で説明できないことの説明を放棄してしまうことがあります。むしろ因果で説明できないことを、緩い傾向論みたいな説明、つまり「こうだったかもしれない」みたいなことにして曖昧にしてしまうので、そういうことではなくて、関係論的な視点を持つことが重要ではないかと思っています。法学も、もちろん、人間科学も、その論理の根幹は無時間性だと思います。なぜなら、「 $A = A$ 」がいつでもどこでも成立しなければ、法学の根底のロジックは崩れ去ってしまいかねないからです。

でも、現実の世界は、AがBになりそうになったり、実際になったり、ということなのではないでしょうか。A＝加害、B＝被害、というように置けば、そのことは実感できるのではないかと思います。加害者がいるから被害者もいるという、そういう単純なことではなくて、加害者だって被害者だったかもしれない、というようなことです。いじめ問題なんか、まさにそういう面を持ってるわけです。先日、立命館大学においてやまだようこ先生が主宰しているナラティブ研究会というのに出席したのですが、そこに元いじめられていた少年という方がいらっしゃってました。この方は今、ネット世界で活躍していて、実名も出してる二十五六歳の人なんですけれども、その経験はやはり壮絶です。この方は学校で常にいじめられていて、親に相談をしたのだけれど、親が取り合ってくれなかったそうです。そのときに、いつか親を殺そうと思ってーいじめられている相手をではなくて、理解してくれない自分の親を、ですーナイフを制服の中に隠し持って学校に毎日通っていたというのです。制服にナイフを仕込むことによってこそ、自分は学校に行けていたんだということをお話していらっしゃいました。おそらく、何か1つ間違えば、自分も親を殺して、刺していただろう、いや、むしろ親を刺す気こそ満々だったみたいな、そういうようなことをおっしゃってたわけですね。この方の場合、幸いにもそうした行為に出なかったわけですが、そういう行為を行ってしまった人だっていると思います。加害＝加害、被害＝被害という論理ではなく、加害と被害が裏表であり、その間は二分法の切斷論理ではないのかもしれませんが、そういうところまで進んで考えて、人間っていうのは時間とともに移ろいゆく存在なんだということを考える必要があるのかなと思います。

そこで重要なのが、「成る」という概念、ビカミング(Becoming)という概念だと思うんですね。既に申し上げたとおり、西洋の学問っていうのは二項対立的であり、切斷的であり、AじゃなければBとか、わりと裏表はっきりさせるみたいなことになるのだけれども、誰かが被害者になるという問題、例えば、大震災があって、誰かが突然被害者になるというようなことが実際にあったわけですよ(私は、立命館大学にくるまえに福島大学の助教授だったという個人的な履歴があるので、関心を持っています)。法社会学の人たちが法による救済を支援する。心理の人たちは、子どものメンタルケアが重要だということ

で、お絵描きのなアクティビティを行う。これらもモチロン重要なのだと思いますが、個別の学範(ディシプリン)による個別の解決ではなく、両者が融合して何かをしなければいけないのではないのでしょうか。法と人間科学、今が頑張るときかなと思います。人生の展望を失うこと、ふるさとを失うことの補償はどうするのか、ということなどは、まさに法と人間科学がフロンティアとして検討していく必要があるのではないのでしょうか。

あるいは、市民が裁判員になるという問題であるとか(この問題への言及は割愛します)、警察官が子供の証言聴取者になる。こうしたことも、考えていく必要があります。今、いじめ問題がいろいろあった結果、市民の皆さんは、学校関係者より警察官のほうが信頼できると思ってるわけですね。警察官を学校に入れろってみんな言ってるわけです。みんなじゃないにしても、警察が学校に入るほうが安心だ、みたいな議論はあります。しかし、警察官を悪く言うつもりはないですが、子どもと接することが可能な方ばかりではない。そもそもそんな訓練も受けてないのに、できるわけがないのです。できるわけないって言っちゃ怒られるわけですけども、子どもへの対応や聞き取りができるように「なる」ということをしっかりと含んだうえでなければ、賛成することはできないわけです。こうしたこともまた、法と人間科学としてやっていく必要があるのかなと思います。

そして、「なる」ということをつきつめて考えれば、「ならない」ということも分かるだろうということを考えています。犯罪者が「いる」って考えれば、それを「ない」ことにしましょう、全部排除してしましましょうということになりがちですけども、人が犯罪者に「なる」ということになると、ならない方法もある。また、成ったとしても、戻ることもできる、ということになります。これは一部で問題になっている外国人排斥問題も同じです。「外国人」というものが「いる」それを「ない」ことにしましょう、という論理です。人は日本人に「成る」こともできる、自分も外国にいけば外国人に「成る」んだ、ということ想像することが大事だという気がします。

繰り返しになりますが、二項対立、二項論理ってというのは、排他的な社会、排他的な考えを作りやすいので、社会排外的な問題、犯罪者と私たち、外国人と私たちという対立構造を作りやすいんですね。そうではなくて、もっと社会

包摂的な法と人間科学っていう在り方ができるのではないか、そう思っています。

そういったことを行っていくためには、思考を鍛えるという意味で、歴史が重要だと思います。とはいえ、歴史を一瞥(いちべつ)して気づくことは、「法と心理学」領域の困難さなのかもしれませんが。この領域の歴史をみれば、あたかも2つの文化が接触する異文化接触の様相を呈していると言っても過言ではないでしょう。しかしここで絶望する必要はないのです。

100年振り返るだけで不十分だとしたら、もっと長く過去を振り返ってみればいいのかもしれません。16、17世紀の社会契約説の時代から遡ることによって、より今から3世紀後、300年後にどういうふうになってるのかっていうことを展望していけるはずですよ。そこに法と人間科学の未来はあると思います。最後に2人の先達の言葉を紹介して、閉じたいと思います。

法律問題は人間の深刻な葛藤に関係する。それ故、一度法学者が徹底した心理学的研究態度をとるようになれば、彼はただに法学に革命をもたらすだけでなく、また心理学にも同じように革命をもたらすようになるだろう(Robinson, 1935)。

法学は一方において論理的な学問である。そこでは先験的論理の構造が支配者となる。これに対して心理学は事実学である。そこでは経験の蓄積から法則が帰納される。ここに両学の対立がある。しかし、法学は社会生活の事実を規律すべき法を対象とする学問である。従って具体的事実から完全に捨象されることはできない。生きた生活現象との関連が常に法学でも顧慮されねばならぬ。ここに法現象に関する事実学としての法社会学、法心理学等の存在の余地がある。法学と心理学との密接な交渉の基礎がある(植松, 1947)。

ご静聴、どうもありがとうございました。

山崎 サトウ先生、どうもありがとうございました。

引用文献

- 中田友貴・サトウタツヤ(2013) COLUMN7「黎明期における法心理学の国際的展開」藤田政博(編)『法と心理学』, 法律文化社, pp.235-236.
- 牧野英一(1919)刑事学の新思潮と新刑法(増訂第4版), 有斐閣
- Robinson, E. S. (1935) Law and the lawyers. The Macmillan Company.
- サトウタツヤ(2006)『IQを問う 知能指数の問題と展開』ブレーン出版
- サトウタツヤ・巖島行雄・原聰(2008)法科大学院における心理学教育 法と心理 7, 78-82, 日本評論社
- サトウタツヤ・高砂美樹(2003)流行を読む心理学史, 有斐閣
- サトウタツヤ(2012)『学融とモード論の心理学 人文社会科学における学問融合をめざして』新曜社
- サトウタツヤ(2013)法と心理学の歴史 藤田政博(編)『法と心理学』法律文化社, pp.221-234.
- 植松 正(1947)裁判心理学の諸相, 世界社